

中3年社会(公民的分野)・授業案「薬害を学ぶ」

〈実施日時〉 2017年7月13日(木) 第4限 (11:45～12:35)

〈実施クラス〉 3年C組 (女13名、男24名)

〈教科書〉 現代社会(東京書籍)

〈単元構成〉 第2章 日本国憲法と民主政治

1. 民主政治とは
2. 日本国憲法の基本原理 (三つの原理、基本的人権の保障)

〈本時の授業〉 薬害を学ぶ (上記にはない特論)

〈授業のねらい〉 1学期後半の人権学習(平等権・自由権・社会権・新しい人権)をふまえ、人権尊重の視点から薬害の概要や製薬会社・国の役割などを学ぶ。

〈授業の要点〉

- (1)薬害とは「病気の治療や予防のために使用した薬が引き起こした健康被害」のことである。回復不能な症状が出たり人命が奪われるケースなど、深刻な被害を生む。
- (2)代表的な薬害に、スモン・サリドマイド・薬害エイズなどがある。
- (3)薬害問題の発生は1950年代からで、日本の高度経済成長期に重なる。
- (4)被害拡大の背景のひとつに製薬会社の利益優先(安全軽視)の考え方があった。
- (5)薬害を防ぐための手立てとして、
 - ①消費者(国民)は薬剤の効能や副作用について関心をもつ。
 - ②処方する医師・薬剤師は副作用情報をしっかり伝える。
 - ③製薬会社は薬剤に関する情報(効能・副作用)を正確に伝える。
安全最優先の考え方を徹底し、不利な情報であっても迅速に公開する。
 - ④国は、世界から最新の情報を手に入れるように努める。
薬剤の効果や副作用に関する情報を定期的に集めて分析し公表する。
製薬会社に不正がないか監視する。
被害が確認された時には販売中止や商品回収などの対応を迅速に行う。
- (6)現在も将来も薬害の危険性がなくなっていない。創薬の発展は危険性を高めている。
- (7)薬剤は副作用が避けられない。薬を使う者(消費者)は正確な情報を知る必要(権利)がある。それが薬害問題を風化させないための出発点である。

本時の展開

1. 導入 (5分)

- ・本時の内容と教材を確認する (説明)
- ・本時のキーワード「薬害」を簡単に説明する (定義)
- ・「夢の薬」があるとすれば何か? (指名)
- ・その薬を開発する目的は何か? (指名) ⇒

薬剤箱三種
をまわす

復習 経済(利潤追求の自由)と社会(公共の福祉の拡充)の2つを確認。両者の衝突が訴訟に発展することがある。例えば、・・・

2、展開（35分）

本時の学習の目的は、「被害拡大の原因」と「奪われた人権」について学ぶこと。
その2点を念頭に入れておくよう指示する。

① 代表的な薬害について学ぶ（8分）

- ・スモンについて（「学ぶ」5p 指名読む 確認）
- ・サリドマイドについて（「学ぶ」6p 指名読む 確認）
- ・薬害エイズについて（「学ぶ」1p 指名読む 確認）
- ・MMRワクチンについて（「学ぶ」2p 指名読む 確認）

② DVDで被害者の声を聞く（12分）

- ・スモンの被害拡大の原因は何か？（「学ぶ」5p 指名）
- ・サリドマイドの被害拡大の原因は何か？（「学ぶ」6p 指名）
- ・薬害エイズの被害拡大の原因は何か？（「学ぶ」1p 指名）
- ・MMRワクチンの被害拡大の原因は何か？（「学ぶ」1p 指名）

③ かれらの奪われた人権は何か？（5分）（指名）

復習 ※日本国憲法の25条（生存権）や13条（幸福追求権）を確認する

④ 薬害を防ぐには（10分）

- ・4つの関係者を図で示す（黒板に4者を図示）
- ・医療従事者（医師・看護師）や薬剤師の役割は？（指名・補足説明）
- ・製薬会社の役割は？（指名・補足説明）

復習 ※情報提供は製薬会社の義務であり、国民の知る権利である。

- ・国の役割は？（指名・補足説明）

復習 ※国の義務であるのは日本国憲法の25条②に明記されている。

⇒条文を確認する。根幹は社会契約説（説明）。

- ・薬を使う人の役割は？（指名・補足説明は「まとめ」で）

3、まとめ（5分）・・・薬を使う人の義務と権利を中心に

- ・副作用がともなうもの。薬害とは性格が異なるが、正しい使い方をしないと危険。薬の使用は権利（自由）であるが、正しく使う義務がある。自己責任がともなう。
- ・まわした三種の薬は抗がん剤。専門家から渡された薬を、そのまま素直に服用してよいのか。被害者の声から学ぶべきは、医師や薬を信用し切るのは危険という教訓。
- ・しかし、薬害の経験が忘れ去られつつある。教科書や資料集には載っていない。過去の事実・教訓を無視することは人権無視と同じ（無知の罪）ではないのか。
- ・薬を使う者は正確な情報を知る権利がある。自信の健康や命を守るのは義務でもある。主権者としての自覚をもつことが薬害問題を風化させないための出発点である。
- ・薬剤は高価なもの。三種は1回分で約10000円。月額約30万円。経済格差によって薬の使用に格差（命の格差）があるのは不平等といえないか。その意味においても、日本国憲法の25条の意味は重い。以上、1学期の人権学習の総括。

4、アンケートに答える（5分）